二十四条の二に規定する第二種動物取扱業をいう。以下この項及び第三項において同じ。）に係る経営革新（中小強化法第二条第七項に規定する経営革新をいう。第三項において同じ。）に係る事業に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）、中小強化法第十条第一項の認定若しくは中小強化法第十一条第一項の変更の認定（第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係る異分野連携新事業分野開拓（中小強化法第二条第九項に規定する異分野連携新事業分野開拓をいう。第三項において同じ。）に係る事業に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）又は中小強化法第十三条第一項の認定若しくは中小強化法第十四条第一項の変更の認定（第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係る経営力向上（中小強化法第二条第十項に規定する経営力向上をいう。第三項において同じ。）に係る事業に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）の申請であって、この政令の施行前に承認若しくは変更の承認又は認定若しくは変更の認定をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

2　この政令の施行前に環境大臣がした中小強化法第八条第一項の承認若しくは中小強化法第九条第一項の変更の承認、中小強化法第十条第一項の認定若しくは中小強化法第十一条第一項の変更の認定又は中小強化法第十三条第一項の認定若しくは中小強化法第十四条第一項の変更の認定（それぞれ前項の規定によりなお従前の例によりされたものを含む。）は、地方環境事務所長がした中小強化法第八条第一項の承認若しくは中小強化法第九条第一項の変更の承認、中小強化法第十条第一項の認定若しくは中小強化法第十一条第一項の変更の認定又は中小強化法第十三条第一項の認定若しくは中小強化法第十四条第一項の変更の認定とみなす。

3　この政令の施行前に改正法第三条の規定による改正前の中小強化法第四十七条第一項（中小強化法第九条第二項に規定する承認経営革新計画、中小強化法第十一条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画及び中小強化法第十四条第二項に規定する認定経営力向上計画の実施状況に係るものに限る。）の規定により環境大臣に対して報告しなければならない事項（第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係る経営革新、異分野連携新事業分野開拓又は経営力向上に係る事業に係るものを除く。）又は中小強化法第十一条第二項の規定により環境大臣に対して届け出なければならない事項であって、この政令の施行前に報告又は届出がされていないものについての報告又は届出については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣臨時代理
国務大臣　松山　政司
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

---

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年七月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第二百号**

**働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**

内閣は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

**第一条**　雇用対策法施行令（昭和四十一年政令第二百六十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令

第一条第一号中「雇用対策法（」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号。」に改める。

（予算決算及び会計令臨時特例の一部改正）

**第二条**　予算決算及び会計令臨時特例（昭和二十一年勅令第五百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第四号中「雇用対策法（」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（」に、「雇用対策法施行令」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令」に改める。

（地方税法施行令の一部改正）

**第三条**　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の十七の二第一号中「雇用対策法施行令」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令」に改め、同条第二号中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

（公害健康被害の補償等に関する法律施行令等の一部改正）

**第四条**　次に掲げる政令の規定中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

一　公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）第七条第一項第二十四号

二　財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令（平成九年政令第三百四十九号）別表第一の十九の項

三　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）第百九十九号

四　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第百三十六号）第一条第七号

（厚生労働省組織令の一部改正）

**第五条**　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同項第十号中「前各号」を「第二号から前号まで」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第九号を第十号とし、第一号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第十条第一項に規定する基本方針の策定及び推進に関すること。

第八条第二項中「前項第四号から第七号まで」を「前項第五号から第八号まで」に、「同項第九号」を「同項第十一号」に改め、同項第一号中「前項第二号」を「前項第三号」に改め、同項第二号中「前項第三号」を「前項第四号」に改め、同項第十号」を「前項第十一号」に改める。

第七十五条中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十条第一項に規定する基本方針の策定及び推進に関すること。

第七十九条第三号中「第八条第一項第十号」を「第八条第一項第十一号」に改める。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
環境大臣　中川　雅治